

様式第一号(第一条関係)

記入例(死別)

※※ 第 号		※ 市区町村		※ 町 村 平成 . . .		町 村 平成 . . .	
※ 経 由		※ 受付年月日 平成 . . .		※ 提 出 第 号		再 提 出 第 号	
町村名		受付年月日 平成 . . .		提出第 号		再提出第 号	
児童扶養手当認定請求書							
あなたの ことについて	(1) (ふりがな) 氏名・性別	こうふ たろう (男) 甲 府 太 郎 女	(2) 生年 月日 昭和 54 . 1 . 1 生 平成	明 治 大 正 昭 和 平 成	障 害 の 有 無 ある (<input checked="" type="checkbox"/>) ない (<input type="checkbox"/>)	配 偶 者 の 有 無 ある (<input checked="" type="checkbox"/>) ない (<input type="checkbox"/>)	
	(5) 住 所	〒400-0031 丸の内1-18-1 (TEL 055-237-5674)	支 払 名 称	希望 金融 機関	甲府銀行(信用金庫) 丸の内支店	※郵貯銀 行もOK	口座番号 普通・当座 No. 1234567
	(7) 職 業 又 は 勤 務 先 名	勤務している場合 勤務していない場合 ㈱甲府自動車 無職	(8) 勤務先 所在地	山梨県甲府市相生2-17-1			
	(9) 公 的 年 金 受 給 状 況	支給停止 受けることができる (<input checked="" type="checkbox"/>) 種類(遺族年金) 受けることができる (<input type="checkbox"/>) (遺族厚生年金) 基礎年金番号・年金コード (1234 - 567890)	(10) 児 童 の 父 又 は 母 の 死 亡 に よ る 遺 族 補 償 の 受 給 状 況	受けることができる (<input checked="" type="checkbox"/>) 種類(労基法の遺族補償など) 受けることができる (<input type="checkbox"/>)			
児 童 の こ と に つ い て	(11) 児 童 の 氏 名 (生 年 月 日)	甲 府 陽 菜 (平 成 18 . 3 . 1 生)	甲 府 大 翔 (平 成 20 . 5 . 1 生)	平 成 . . . 生)			
	(12) 請 求 者 と の 続 柄 ・ 同 居 別 居 の 別	長 女 (同 居) 別 居	長 男 (同 居) 別 居	同 居 別 居			
	(13) 監 護 等 を 始 め た 年 月 日	平 成 21 . 7 . 1	平 成 21 . 7 . 1	平 成 . . .			
	(14) 障 害 の 状 態 の 有 無	あ る (<input checked="" type="checkbox"/>) ない (<input type="checkbox"/>)	あ る (<input checked="" type="checkbox"/>) ない (<input type="checkbox"/>)	あ る (<input type="checkbox"/>) ない (<input checked="" type="checkbox"/>)			
	(15) 父 母 } の 状 況 に つ い て (該 当 す る も の に ○ を す る)	イ 離 婚 ○ 死 亡 ハ 障 害 = 生 死 不 明 ホ 遺 棄 = 拘 禁 ト 未 婚 チ その他	イ 離 婚 ○ 死 亡 ハ 障 害 = 生 死 不 明 ホ 遺 棄 = 拘 禁 ト 未 婚 チ その他	イ 離 婚 ○ 死 亡 ハ 障 害 = 生 死 不 明 ホ 遺 棄 = 拘 禁 ト 未 婚 チ その他			
	(16) 父	氏 名 甲 府 太 郎	左 同				
	生 年 月 日	昭 和 54 年 1 月 1 日	左 同				
	現在父が死亡・生死不明・ 拘禁のときは、その該当 事由および該当年月日	(死 亡) S . H . . .	(左 同) S . H . . .				
	(17) 母	氏 名 山 梨 花 子	左 同				
	生 年 月 日	昭 和 56 年 12 月 1 日	左 同				
現在母が死亡・生死不明・ 拘禁のときは、その該当 事由および該当年月日	(死 亡) S . H 21 . 6 . 30	(左 同) S . H . . .					
(18) 児 童 が 父 若 し く は 母 の 死 亡 に よ り 受 け る こ と が で き る 公 的 年 金 ・ 遺 族 補 償 の 受 給 状 況 又 は 児 童 が 加 算 の 対 象 と な っ て い る 父 若 し く は 母 の 公 的 年 金 の 受 給 状 況	受けることができる (<input checked="" type="checkbox"/>) 支給停止 受けることができる (<input type="checkbox"/>) 種類 基礎年金番号 () 年金コード ()	受けることができる (<input checked="" type="checkbox"/>) 支給停止 受けることができる (<input type="checkbox"/>) 種類 基礎年金番号 () 年金コード ()	受けることができる (<input type="checkbox"/>) 支給停止 受けることができる (<input type="checkbox"/>) 種類 基礎年金番号 () 年金コード ()				
(19) 父 又 は 母 が 障 害 で	身 体 障 害 者 手 帳 の 番 号 お よ び 障 害 等 級						
公 的 年 金 の	種 類 ・ 障 害 等 級						
	基 礎 年 金 番 号 ・ 年 金 コード						
	父 又 は 母 の 職 業 又 は 勤 務 先						
※※	支給開始年月	対象児童数	支給停止	手 当 月 額	支 払 期 別 金 額	証 書 番 号	
認 定 ・ 却 下	年 月	人	支 給	月 か ら	円	12 月	円
			一 部 支 給	月 か ら	円	4 月	円
			全 部 停 止	月 か ら	円	8 月	円
							第 号

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。 ※、※※の欄には記入する必要がありません。字は楷書ではっきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

※左記は、あくまでも記入例なので、個別の事情に沿って記載して下さい。
下記に補足説明を記載しますが、別紙の注意点も確認して下さい。

- ※(5) 金融機関は、中銀、甲府信金、山梨信金、信組、郵貯、メガバンクなど普段使用している口座でOKです。
- ※(7) 無職の場合は、申し込みの際に就労していない理由などを聞かれます。特別な事情がない限り、職安などで求職活動をしている必要があります。
- ※(9) 父子家庭の場合の公的年金には、遺族基礎年金はありません。遺族厚生年金とは、児童の母が厚生年金に加入していた場合ですが、受給条件などの詳細については、社会保険事務所にお問い合わせ下さい。基礎年金番号とは、年金手帳に記載されている10桁の番号です。年金コードとは、老齢年金、遺族年金、障害年金など年金の種類を表す5桁の数字です。
- ※(10) 労基法に基づく遺族補償などですが、受給条件などの詳細については、社会保険事務所にお問い合わせ下さい。
- ※(12) 児童の母が異なる場合は、それぞれの母との間の長男(長女)となるため、長男(長女)が二人となります。この場合、二日目や三人目の児童でも長男(長女)となりますが、甲府市では、子でもOKです。
- ※(13) 通常は、離婚した日を記載します。事実婚の場合、同居しなくなった日を記載します。
- ※(17) 必須です。児童の母がそれぞれ異なる場合は、それぞれ記載します。
- ※(18) 児童が18歳未満で児童の母が厚生年金に加入した場合又は、公的年金の額が加算された場合ですが受給条件などの詳細については、社会保険事務所にお問い合わせ下さい。

※公的年金と児童扶養手当の関係
児童扶養手当は、二重の社会保障給付を避けるため、公的年金(老齢福祉年金を除く)や遺族補償を受けられる場合は、支給の対象外となります。

※認定請求書添付
申請者の父母、兄弟姉妹、子(対象児童ではない子)と同居し、1月1日現在において、現住所の市区町村以外に居住していた場合は、所得調査ができないので、世帯の所得を証明する書類(市区町村発行の課税証明書等)を添付して下さい。

- ※申請時の際、窓口の職員からの質問
- 1 収入状況
勤務先、採用年月、雇用形態、収入月額、養育費(受取方法)、仕送り・援助、生活保護など
- 2 上記※(7)のとおり、請求者が就労していない場合は、その理由
 - ① 退職年月日、勤務先名
 - ② 求職活動の方法。(職安、新聞、広告、情報誌、知人の紹介など)
 - ③ 就職が決まっている場合の採用年月と勤務先名
- 3 住居(借家・アパート・社宅・公営団地)
契約者名、続柄、家賃
持家の場合は、名義人や続柄
- 4 生計維持方法
- ① 預金などで生計を維持している場合、いつごろまで生活できるか
- 5 前配偶者(前妻)について
氏名、居住地(不明であれば不明でもOK)、生年月日

※戸籍簿本について
親権者と監護権者を分離している場合は、それぞれ申請者と児童の戸籍簿本が必要になります。

※受給期間について
認定請求をした日に3歳未満の児童を監護している場合は、児童が3歳に達した日から起算し、その起算日より5年を経過した日の属する月の翌月から減額の対象となります。例えば、児童が0歳1カ月の時点で認定請求した場合は、8歳の誕生日の翌月から減額の対象となります。

様式第一号(第一条関係)

記入例(離別)

※※ 第 号		※ 市区町村		※ 町 村 平成 . . .		町 村 平成 . . .	
※ 経 由		※ 受付年月日 平成 . . .		※ 提 出 第 号		再 提 出 第 号	
町村名		受付年月日 平成 . . .		提出第 号		再提出第 号	
児童扶養手当認定請求書							
あなたの こと について	(1) (ふりがな) 氏名・性別	こうふ たろう (男) 甲 府 太 郎 女	(2) 生年 月日 昭和 54 . 1 . 1 生 平成	明 治 大 正 昭 和 平 成	障 害 の 有 無	ある (<input checked="" type="radio"/>) ない (<input type="radio"/>)	
	(5) 住 所	〒400-0031 丸の内1-18-1 (TEL 055-237-5674)	支 払 名 称	甲府銀行(信用金庫) 丸の内支店	配 偶 者 の 有 無	ある (<input checked="" type="radio"/>) ない (<input type="radio"/>)	
	(7) 職 業 又 は 勤 務 先 名	勤務している場合 勤務していない場合 甲府自動車 無職 (TEL 055-237-1161)	(6) 希 望 金 融 機 関	※ 郵 貯 銀 行 も OK	口 座 番 号	普通・当座 No. 1234567	
	(9) 公 的 年 金 受 給 状 況	受けることができる } 種類 () 受けることができない } 基礎年金番号・年金コード (1234 - 567890)	(8) 勤 務 先 所 在 地	山梨県甲府市相生2-17-1	(10) 児 童 の 父 又 は 母 の 死 亡 に よ る 遺 族 補 償 の 受 給 状 況	受けることができる } 種類 () 受けることができない }	
児 童 の こ と に つ い て	(11) 児 童 の 氏 名 (生 年 月 日)	甲 府 陽 菜 (平 成 18 . 3 . 1 生)	甲 府 大 翔 (平 成 20 . 5 . 1 生)	(平 成 . . . 生)			
	(12) 請 求 者 と の 続 柄 ・ 同 居 別 居 の 別	長 女 (同 居)	長 男 (同 居)	別 居			
	(13) 監 護 等 を 始 め た 年 月 日	平 成 21 . 7 . 1	平 成 21 . 7 . 1	平 成 . . .			
	(14) 障 害 の 状 態 の 有 無	ある (<input checked="" type="radio"/>) ない (<input type="radio"/>)	ある (<input checked="" type="radio"/>) ない (<input type="radio"/>)	ある (<input type="radio"/>) ない (<input type="radio"/>)			
	(15) 父 母 の 状 況 に つ い て (該 当 す る も の に ○ を す る)	○ 離 婚 □ 死 亡 △ 障 害 ニ 生 死 不 明 × 遺 棄 ヘ 拘 禁 ト 未 婚 チ その他	○ 離 婚 □ 死 亡 △ 障 害 ニ 生 死 不 明 × 遺 棄 ヘ 拘 禁 ト 未 婚 チ その他	イ 離 婚 □ 死 亡 △ 障 害 ニ 生 死 不 明 × 遺 棄 ヘ 拘 禁 ト 未 婚 チ その他			
	(16) 父	氏 名 甲 府 太 郎	左 同				
	生 年 月 日 昭和54年1月1日	左 同					
	現在父が死亡・生死不明・拘禁のときは、その該当事由および該当年月日	() () ()					
	(17) 母	氏 名 山 梨 花 子	左 同				
	生 年 月 日 昭和56年12月1日	左 同					
現在母が死亡・生死不明・拘禁のときは、その該当事由および該当年月日	() () ()						
(18) 児 童 が 父 若 し く は 母 の 死 亡 に よ り 受 け る こ と が で き る 公 的 年 金 ・ 遺 族 補 償 の 受 給 状 況 又 は 児 童 が 加 算 の 対 象 と な っ て い る 父 若 し く は 母 の 公 的 年 金 の 受 給 状 況	受けることができる } 種類 () 受けることができない } 基礎年金番号 ・年金コード ()	受けることができる } 種類 () 受けることができない }	受けることができる } 種類 () 受けることができない }				
(19) 父 又 は 母 が 障 害 で	身 体 障 害 者 手 帳 の 番 号 お よ び 障 害 等 級						
公 的 年 金 の	種 類 ・ 障 害 等 級						
基 礎 年 金 番 号 ・ 年 金 コー ド							
父 又 は 母 の 職 業 又 は 勤 務 先							
※※	支給開始年月	対象児童数	支給停止	手 当 月 額	支 払 期 別 金 額	証 書 番 号	
認 定 ・ 却 下	年 月	人	支 給	月 从 円	12 月 円	第 号	
			一 部 支 給	月 从 円	4 月 円		
			全 部 停 止	月 从 円	8 月 円		

※左記は、あくまでも記入例なので、個別の事情に沿って記載して下さい。
下に補足説明を記載しますが、別紙の注意点も確認して下さい。

- ※(5) 金融機関は、中銀、甲府信金、山梨信金、信組、郵貯、メガバンクなど普段使用している口座でOKです。
- ※(7) 無職の場合は、申し込みの際に就労していない理由などを聞かれます。特別な事情がない限り、職安などで求職活動をしている必要があります。
- ※(9) 父子家庭の場合の公的年金には、遺族基礎年金はありません。遺族厚生年金とは、児童の母が厚生年金に加入していた場合ですが、受給条件などの詳細については、社会保険事務所にお問い合わせ下さい。基礎年金番号とは、年金手帳に記載されている10桁の番号です。年金コードとは、老齢年金、遺族年金、障害年金など年金の種類を表す5桁の数字です。
- ※(10) 労基法に基づく遺族補償などですが、受給条件などの詳細については、社会保険事務所にお問い合わせ下さい。
- ※(12) 児童の母が異なる場合は、それぞれの母との間の長男(長女)となるため、長男(長女)が二人となります。この場合、二人目や三人目の児童でも長男(長女)となりますが、甲府市では、子でもOKです。
- ※(13) 通常は、離婚した日を記載します。事実婚の場合、同居しなくなった日を記載します。
- ※(17) 必須です。児童の母がそれぞれ異なる場合は、それぞれ記載します。
- ※(18) 児童が18歳未満で児童の母が厚生年金に加入した場合又は、公的年金の額が加算された場合ですが受給条件などの詳細については、社会保険事務所にお問い合わせ下さい。

※公的年金と児童扶養手当の関係
児童扶養手当は、二重の社会保障給付を避けるため、公的年金(老齢福祉年金を除く)や遺族補償を受けられる場合は、支給の対象外となります。

※認定請求書添付
申請者の父母、兄弟姉妹、子(対象児童ではない子)と同居し、1月1日現在において、現住所の市区町村以外に居住していた場合は、所得調査ができないので、世帯の所得を証明する書類(市区町村発行の課税証明書等)を添付して下さい。

- ※申請時の際、窓口の職員からの質問
 - 収入状況
勤務先、採用年月、雇用形態、収入月額、養育費(受取方法)、仕送り・援助、生活保護など
 - 上記※(7)のとおり、請求者が就労していない場合は、その理由
 - 退職年月日、勤務先名
 - 求職活動の方法。(職安、新聞、広告、情報誌、知人の紹介など)
 - 就職が決まっている場合の採用年月と勤務先名
 - 住居(借家・アパート・社宅・公営団地)
契約者名、続柄、家賃
持家の場合は、名義人や続柄
 - 生計維持方法
 - 預金などで生計を維持している場合、いつごろまで生活できるか
 - 前配偶者(前妻)について
氏名、居住地(不明であれば不明でもOK)、生年月日

※戸籍簿本について
親権者と監護権者を分離している場合は、それぞれ申請者と児童の戸籍簿本が必要になります。

※受給期間について
認定請求をした日に3歳未満の児童を監護している場合は、児童が3歳に達した日から起算し、その起算日より5年を経過した日の属する月の翌月から減額の対象となります。例えば、児童が0歳1カ月の時点で認定請求した場合は、8歳の誕生日の翌月から減額の対象となります。

◎裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。 ※、※※の欄には記入する必要がありません。字は楷書ではっきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

注 意

- 1 (6)の欄は、住所地の金融機関のうちで支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その名称及び口座番号を記入してください。
- 2 (9)、(10)及び(18)の欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。
- 3 (9)、(18)及び(19)の欄の「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。))」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。))」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。))」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
- 4 (13)欄は、児童が児童扶養手当の支給対象となつた日以後、あなた(請求者)が当該児童の監護等(あなたが母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ、生計を同じくすること、養育者の場合には養育すること)を始めた年月日を記入してください。
- 5 (16)及び(17)の欄は、それぞれの父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。
- 6 (18)の欄は、児童が父若しくは母の死亡により受けることができる「公的年金」若しくは「遺族補償」の受給状況又はあなたが母若しくは養育者である場合であつて児童が父に支給される公的年金の額の加算の対象となつているときには父の「公的年金」の受給状況、あなたが父である場合であつて児童が母に支給される公的年金の額の加算の対象となつているときには母の「公的年金」の受給状況を記入してください。
- 7 (23)の欄は、あなたと生計を同じくしている(又はあなたが養育者である場合にはあなたの生計を維持している)あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。
- 8 (24)の欄は、地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。
なお、地方税法に定める老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族があるときは、その人数を次により()内に再掲してください。
 - (1) 請求者については、(イ)に老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を、(ロ)に特定扶養親族の数を記入してください。
 - (2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。
- 9 (25)の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。)又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。
- 10 (26)の欄は、前年(1月から6月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。)の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。
- 11 (27)の欄は、請求者が母である場合には、その児童の父から、請求者が父である場合には、その児童の母から、対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれ母若しくは父又は児童に支払われた額とその金額の8割に相当する額(1円未満四捨五入)を記入し、合計の欄には、それぞれの金額の8割に相当する額の合計額を記入してください。
- 12 (29)の欄は、請求者が母である場合には、寡婦控除及び寡婦控除特別加算の額、請求者が父である場合には、寡夫控除の額は控除しません。

- 13 この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。なお、省略できるものがある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。

- (1) あなたと児童の戸籍の謄本又は抄本とこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
- (2) 請求者が母であり、児童と同居していない場合には、児童を監護していることを明らかにすることができる書類
- (3) 請求者が父であり、児童と同居していない場合には、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類
- (4) 請求者が母又は父以外の者である場合には、児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者が児童を養育していることを明らかにすることができる書類
- (5) 児童又は児童の父若しくは母が障害の状態にある場合には、医師又は歯科医師の診断書、次の傷病による場合には、エックス線直接撮影写真
呼吸器系結核 ・ 肺えそ ・ 肺のうよう ・ けい肺 ・ じん臓結核 ・ 胃かいよう ・ 胃がん ・ 十二指腸かいよう ・ 内臓下垂症 ・ 動脈りゅう ・ 骨又は関節結核 ・ 骨ずい炎 ・ 骨又は関節損傷 ・ その他認定又は診査に際し必要と認められるもの
- (6) 次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類
(ア) 父又は母が生死不明の場合、(イ) 父又は母が1年以上遺棄している場合、(ウ) 父又は母が1年以上拘禁されている場合
- (7) 本年1月2日以後現住所に転入された方は、(24)から(34)までの欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書
- (8)

この調査の収入、支出を記入するに当たっては、請求者等と同居している家族についても含めて記入してください。

この請求書について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

14

虚偽の内容を記載した場合には、手当の額の全部又は一部の返還の他、一定金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。

◎